投資信託説明書 (目論見書) 2010.11

Natu semade



愛称:ネイチャーメイド

Naturemade

パインブリッジ・コモディティファンド

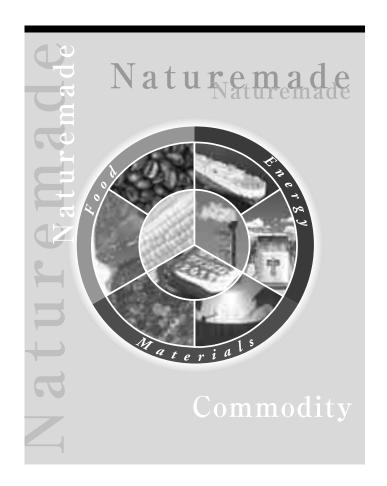
追加型投信/海外/その他資産(商品)



パインブリッジ・コモディティファンド

愛称: Naturemade(ネイチャーメイド)

追加型投信/海外/その他資産(商品)



投資信託説明書(交付目論見書) 2010**年**11**月**

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

- ・この目論見書により行う「パインブリッジ・コモディティファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年5月7日に関東財務局長に提出しており、平成22年5月8日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成22年5月26日、平成22年8月26日および平成22年11月9日に関東財務局長に提出しております。
- ・この目論見書は、金融商品取引法第13条第2項第1号に定める文書として、当ファンドを取得しようとする投資者に対し交付が義務付けられている目論見書(交付目論見書)です。
- ・金融商品取引法第13条第2項第2号に定める詳細情報を記載した目論見書(請求目論見書)は、 販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に 請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

「パインブリッジ・コモディティファンド」は、主にマザーファンドを通じて、実質的にDJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券(商品指数連動債)を主要投資対象としていますので、組入れた債券の価格下落や為替相場の変動等により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

「パインブリッジ・コモディティファンド」は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

以下の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。 をお申込みされる ご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせ するものです。

お申込みの際には、以下の事項および投資信託説明書、交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

●当ファンドにかかるリスクについて

当ファンドは、DJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券(商品指数連動債)を実質的な主要投資対象としますので、組入れた債券の価格の下落や当該債券の発行者の経営・財務状況の悪化等および為替変動の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「商品市況リスク」、「為替変動リスク」、「信用リスク」、「金利変動リスク」、「流動性リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書、交付目論見書 か「投資リスク」をご覧ください。

● 当ファンドにかかる手数料等について

申込手数料

お申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にご確認ください。

換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

信託報酬

信託財産の純資産総額に年1.26%(税抜1.2%)の率を乗じて得た額とします。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

その他の費用

- 有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の保管費用 等
- 上記その他の費用は、信託財産より間接的にご負担いただきます。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・ 上限額等を示すことはできません。

費用等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

詳しくは投資信託説明書、交付目論見書 か「費用と税金」をご覧ください。

「パインブリッジ・コモディティファンド」

愛称: Naturemade(ネイチャーメイド)

投資信託説明書(交付目論見書)

目次

ファンドの概要について知りたい

ファンドの概要 01

ファンドの特徴について知りたい

- ファンドの性格 03
- ファンドの特色 06
 - 投資方針 10
 - 分配方針 12

ファンドのリスクについて知りたい

投資リスク 13

ファンドの申込方法について知りたい

- ご投資の手引き < お申込方法 > 16
- ご投資の手引き < ご換金方法 > 18

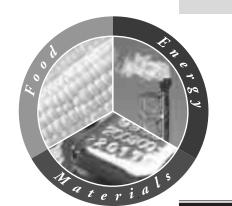
ファンドの費用と税金について知りたい

費用と税金 20

ファンドの運用について知りたい

- 委託会社の概況 23
- 運用体制およびリスク管理体制 24

その他



- 投資制限 26
- 管理および運営 28
 - その他の情報 31
- ファンドの運用状況 33
- 財務ハイライト情報 37
 - 用語集 39
 - 海外休業日 40

<添付>

・信託約款



ファンドの概要

この概要は、投資信託説明書(交付目論見書)本文の内容のうち、主要な情報を要約したものです。詳細については、本文の各該当ページをご覧ください。

ファンドの名称	パインブリッジ・コモディティファンド 愛称:Naturemade(ネイチャーメイド) (以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。)		
基本的性格	追加型投信 / 海外 / その他資産(商品)		
ファンドの目的	主として「パインブリッジ・コモディティマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を通じてDow Jones-UBS Commodity Index SM (以下「DJ-UBSコモディティ・インデックス」といいます。)の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券(以下「商品指数連動債」といいます。)に投資することにより、DJ-UBSコモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。		
主な投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。		
投 資 態 度	後記「ファンドの特色」および「投資方針」等をご参照ください。		
主な投資制限	・株式への直接投資は行いません。 ・マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。 ・外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。		
主な投資リスク	・価格変動リスク・商品市況リスク・為替変動リスク・流動性リスク		
設 定 日	平成18年2月23日(木)		
信託期間	原則として無期限		
決 算 日	原則として毎月10日(休業日の場合は翌営業日)		
収益分配	分配金受取りコース:原則として決算日から起算して5営業日までに お支払いします。 分配金再投資コース:税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。		
信託報酬	信託財産の純資産総額に年1.26%(税抜1.2%)の率を乗じて得た額 *「税」とは消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額をいいます。		
お申込期間	平成22年5月8日(土)から平成23年5月9日(月)まで お申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。		



お申込受付日	原則として毎営業日にお申込みを受付けます。 お申込日がニューヨーク、ロンドンの銀行休業日、もしくはDJ-UBSコモディティ・インデックスの算出・公表されない場合には、お申込みの受付は行いません。
お申込締切時刻	原則として午後3時までに販売会社において受付けた分を当日の受付分と してお取扱いします。
お申込単位	お申込単位およびお取扱コースは、販売会社が定めますので、販売会社 ごとに異なる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
お申込価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額
お申込手数料	お申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)*を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社までお問い合わせください。 *「税」とは消費税等相当額をいいます。
解約請求受付日	原則として毎営業日に解約の請求を受付けます。 解約請求日がニューヨーク、ロンドンの銀行休業日、もしくはDJ-UBSコモディティ・ インデックスの算出・公表されない場合には、解約請求の受付は行いません。
解約請求締切時刻	原則として午後3時までに販売会社において受付けた分を当日の受付分としてお取扱いします。
解約単位	解約単位は販売会社が定めますので、販売会社ごとに異なる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(解約請求 受付日の翌営業日の基準価額の0.3% を控除した額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額
課税上の取扱い	後記「費用と税金」(20ページ)をご覧ください。
解約代金の支払	原則として解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 **電話番号:**03-5208-5858**(受付時間は**9:00~17:00 土、日、祝休日を除く) ホームページ:http://www.pinebridge.co.jp/



ファンドの性格

ファンドの基本的性格

■ 当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下■ のように分類されます。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
	国内	株 式
単 位 型 投 信		債 券
	海外	不動産投信
追 加 型 投 信		その他資産 商品)
	内 外	資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式一般	年1回	グローバル(日本を含む)		
大型株 中小型株	年2回	日本		
│ │債券	年4回	北米	ファミリー	あり
一般公債		欧州	ファンド	()
社債その他債券	年6回 (隔月)	アジア		
クレジット属性()	510 0	オセアニア	- . > . 18	
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・	
その他資産 (投資信託証券 債券 その他債券))	日々	アフリカ	ファンズ	なし
資産複合() 資産配分固定型	その他	中近東(中東)		
資産配分変更型	()	エマージング		

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。



<商品分類・属性区分の定義>

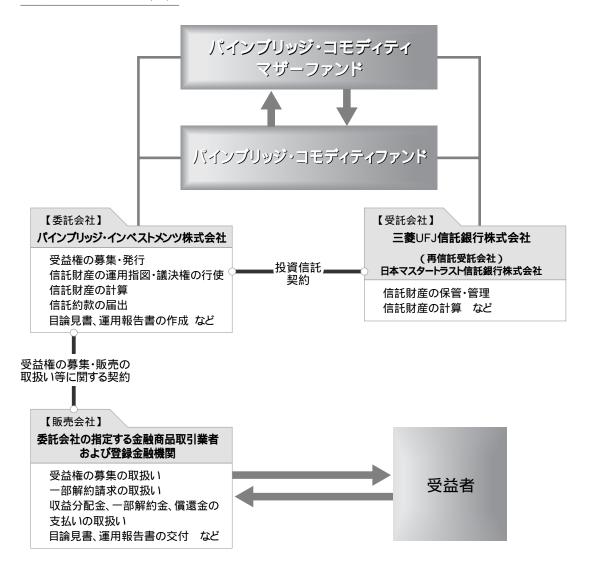
- ・追加型投信
 - 一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用される ファンド
- ・海外

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉と する旨の記載があるもの

- ・その他資産(商品)
 - 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に商品を源泉とする旨 の記載があるもの
- ・その他資産(投資信託証券(債券 その他債券)) 目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券(その他債券・・・公債 または社債以外の債券)に主として投資する旨の記載があるもの
- ・年12回(毎月) 目論見書または信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
- ・グローバル(日本を含む) 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む。)の資産を源泉と する旨の記載があるもの
- ・ファミリーファンド 目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズのみに投資されるものを除く。)を投資対象として投資するもの
- ・為替ヘッジなし 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジ を行う旨の記載がないもの

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp)をご参照ください。

ファンドのしくみ



▶投資信託契約とは

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

▶受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは

委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、有効期間は1年とし、契約期間満了の3ヵ月前までにいずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新されます。



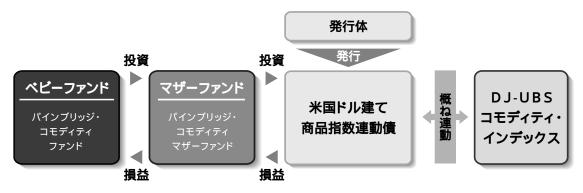
ファンドの特色

ファンドの特色1

世界の商品市況全体を表す、Dow Jones-UBS Commodity IndexSM(以下「DJ-UBSコモディティ・インデックス」といいます。)に中長期的な動きが反映される運用成果を目指します。

実際の投資は米国ドル建ての利付債券(商品指数連動債)を通じて行います。

ファンドのしくみ



DJ-UBSコモディティ・インデックスは、商品市場全体の動きを示す代表的なインデックスです。

当ファンドは、主として「パインプリッジ・コモディティマザーファンド」を通じて、米国ドル建ての利付債券(商品指数連動債)に投資を行います。商品指数連動債の償還価額等は、DJ-UBSコモディティ・インデックスの期間中の動きに概ね連動します。

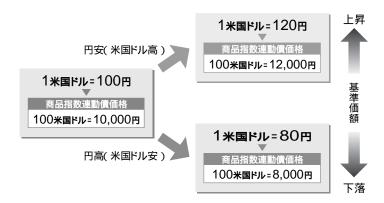
当ファンドが投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。ただし、商品指数連動債には発行体の信用リスクが存在しますので、発行体の信用リスクが大きく変動した場合には、当該商品指数連動債の償還価額等はその影響を受けることがあります。

ファンドの特色2

外貨建て資産に関しては、原則として為替ヘッジは行いません。

為替変動による価格変動のイメージ

債券価格に変化がなくても、為替変動により日々の価格は変わります。



一般に、円安/米国ドル高は基準価額の上昇要因に、円高/米国ドル安は基準価額の下落要因になります。

上記イメージ図は、当ファンドの運用成果を表すものではありません。また、将来の運用成果をお約束するものではありません。

ファンドの特色3

原則として、毎月分配を行います。

投資対象である商品指数連動債からの利子・配当等収益(クーポン収入)を中心に、分配を行います。

収益分配のイメージ図

設定日 2010年 2011年 2011年 2011年 2011年 2011年 2011年 20006年2月23日 11月10日 12月10日 1月11日 2月10日 3月10日 4月11日 5月10日 ・



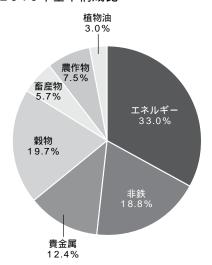
休日等が新たに制定、変更となった場合には、決算日も変更となる場合があります。 決算日が休業日の場合は、翌営業日になります。

上記はイメージ図であり、分配金のお支払いをお約束するものではありません。 また、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。



DJ-UBSコモディティ・インデックス構成比

2010年基本構成比



		2010年
エネルギー		33.0%
	原油	14.3%
	天然ガス	11.6%
	ヒーティングオイル	3.6%
	ガソリン	3.5%
非鉄		18.8%
	銅	7.6%
	アルミニウム	5.7%
	亜鉛	3.0%
	ニッケル	2.4%
貴金属		12.4%
	金	9.1%
	銀	3.3%
穀物		19.7%
	大豆	7.9%
	トウモロコシ	7.1%
	小麦	4.7%
畜産物		5.7%
	生牛	3.6%
	豚赤身肉	2.1%
農作物		7.5%
	砂糖	2.9%
	コーヒー	2.6%
	綿	2.0%
植物油		3.0%
	大豆油	3.0%

上記はDJ-UBSコモディティ・インデックスの2010年の基本構成比になります。なお、同インデックスは毎年1月に該当年の基本構成比でリバランスし、その後、時価の変動により構成比は変化します。

基本構成比率は、小数点第2位を四捨五入しているため合計と合わない場合があります。

2011年の基本構成比については、2010年9月末現在発表されておりません。最新の情報は当社ホームページ (http://www.pinebridge.co.jp/)等でご確認ください。

DJ-UBSコモディティ・インデックス推移



1995年1月を100として指数化しています。(1995年1月から2010年9月) 出所:ブルームバーグ上記のグラフはインデックスの動きであり、当ファンドの実績ではありません。また、インデックスの過去の実績であり、将来の結果をお約束するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性などの市場要因は考慮されていませんので実際の取引結果とは異なります。

DJ-UBS コモディティ・インデックスについて

「Dow Jones-UBS Commodity Index[™]」および「DJ-UBS商品指数[™]」は、CME Group Index Services LLC(以下「CME指数」といいます。)の許諾商標であるDow Jones指数とUBS Securities LLC(以下「UBS証券」といいます。)の共同商品であり、使用ライセンスが供与されています。「Dow Jones[®]」、「DJ」、「Dow Jones指数」、「UBS」および「Dow Jones-UBS Commodity Index[™]」および「DJ-UBS商品指数[™]」は、Dow Jones Trademark Holdings、LLC(以下「ダウジョーンズ」といいます。)あるいはUBS AG(以下「UBS AG」といいます。)のサービスマークであり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社による一定の目的のために使用が許諾されています。

本書は当ファンドのみに関係するものであり、Dow Jones-UBS Commodity Index[™]の構成商品の裏付けとなる取引所で取引される実際のコモディティに関係するものではありません。当ファンドの受益者は、Dow Jones-UBS Commodity Index[™]に先物契約を組入れることが、ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社による先物契約または裏づけとなる取引所で取引される実際のコモディティに対する投資を推奨するものであると結論づけるべきではありません。Dow Jones-UBS Commodity Index[™]の構成商品を含む実際のコモディティに係る取引所で取引される先物契約に関する本書の情報は、一般に提供される文書のみをその出典としています。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、当ファンドに関連しDow Jones-UBS Commodity Index[™]の構成要素についてデューディリジェンスを行っていません。ダウ ジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、bow Jones-UBS Commodity Index[™]の構成要素に関するこれらの一般に提供されている文書またはその他の一般に提供されている情報(当該構成要素の価格に影響を及ぼす要因の記載を含みます。)が正確または完全であるとのいかなる表明も行っていません。

ダウジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity Index[™]またはこれに関連するデータの正確性およびまたは完全性を保証しておらず、またダウジョーンズ、UBS AG、UBS証券および CME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、かかる指数に関する誤り、不作為または障害について責任を負わないものとします。ダウジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity Index[™]またはこれに関連するデータの利用によりパインブリッジ・インベストメンツ株式会社、当ファンド、受益者またはその他の者もしくは機関が得る結果について明示的または暗示的ないかなる表明または保証も行いません。ダウジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、Dow Jones-UBS Commodity Index[™]またはこれに関連するデータについて特定の目的または利用のために明示的または暗示的な保証を行わず、また市場商品性また適性に関する一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合も、ダウジョーンズ、UBS AG、UBS証券およびCME指数またはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、VBS AG、UBS証券およびCME指数およびがインブリッジ・インベストメンツ株式会社の間の契約の取決めについて、UBS AGおよびCME指数から使用許諾を得ている者以外の第三者の権利者は存在しません。



投資方針

基本方針

主として「パインブリッジ・コモディティマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を通じて、DJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券(以下「商品指数連動債」といいます。)に投資することにより、DJ-UBSコモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。

主要投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、商品指数連動債に投資するよう努めます。

投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度 の高いものとします。

実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

【ご参考】パインブリッジ・コモディティマザーファンド

基本方針

主としてDJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する商品指数連動債に投資することにより、DJ-UBSコモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。

主要投資対象

A格相当以上の格付けを有する商品指数連動債を主要投資対象とします。

投資態度

商品指数連動債への投資を通じて、DJ-UBSコモディティ・インデックスと連動する 投資成果を目標として運用を行います。

投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度 の高いものとします。

外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。



分配方針

分配時期

| 原則として毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の方針に | 基づいて分配を行います。

分配方針

分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)の全額とします。

分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

支払方法

分配金受取りコースは、原則として、決算日から起算して5営業日までに販売 会社を通じてお支払いします。

分配金再投資コースは、原則として、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。



投資リスク

当ファンドの主要対象となるマザーファンド受益証券は、DJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する商品指数連動債を原則として高位に組入れますので、DJ-UBSコモディティ・インデックスの変動および商品(コモディティ)市況変動の影響を大きく受けます。また、米国ドル建て商品指数連動債に投資しますが、外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これら運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みください。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。なお、主要投資対象をマザーファンド受益証券とするため、マザーファンドが有する同様のリスクを間接的に受けることになります。

価格変動リスク

マザーファンドの主要投資対象である米国ドル建ての商品指数連動債は DJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が概ね連動しますので、マザーファンド受益証券の基準価額はDJ-UBSコモディティ・インデックスの変動の影響を受けます。これにより、当ファンドの基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。

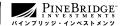
インデックス変動による価格変動のイメージ図



上記はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではなく、将来の成果をお約束をするものではありません。 また、実際の基準価額やインデックスの動きを示唆するものではありません。

商品市況リスク

DJ-UBSコモディティ・インデックスは様々な商品市況の価格変動を表すインデックスであり、インデックスを構成するそれぞれの商品の需給関係や為替、金利の変化など様々な要因で大きく変動します。また、それぞれの商品の需給は景気、環境、天候、農業生産、貿易動向、疾病、伝染病、労働問題、資源開発、技術発展、政府の規制・介入、生産者や企業の政策、投機家の動向など様々な要因で変動します。これにより、当ファンドの基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。



為替変動リスク

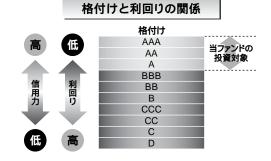
当ファンドは実質的に米国ドル建ての商品指数連動債を主要投資対象とし、原則として為替へッジを行わないため為替変動リスクを伴います。一般的に外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。

為替変動による価格変動のイメージ図(円/米国ドルの場合) 上昇 1米国ドル<u>=</u>120円 円安(米国ドル高) 商品指数連動債価格 1米国ドル=100円 100米国ドル=12,000円 基準 商品指数連動債価格 価 100米国ドル=10,000円 貊 1米国ドル=80円 商品指数連動債価格 円高(米国ドル安) 100米国ドル=8,000円 下落

上記はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

信用リスク

当ファンドでは、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高い商品指数連動債への投資を行いますが、組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払遅延または債務不履行(デフォルト)の影響を受け、基準価額が下落することがあります。



金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

インデックスに関する留意点

当ファンドは、実質的にDJ-UBSコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての商品指数連動債を、原則として高位に組入れて運用しますが、ファンドの基準価額の騰落率とDJ-UBSコモディティ・インデックスを円換算したものの騰落率は必ずしも一致しません。この要因は、主として、ファンドの流動性を確保するためにファンドの一部を短期金融資産に投資すること、資金の流出入から実際に商品指数連動債を売買するためのタイミングのずれ、商品指数連動債の売買・評価価格と指数のずれ、ならびに売買コストや信託報酬等の費用を負担すること等によるものです。またファンドの投資効果がDJ-UBSコモディティ・インデックスを円換算したものとの連動または上回ることを保証するものではありません。

その他のリスク・留意点

1.カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2.有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3.収益分配に関わるリスク

当ファンドは、決算時に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

4.解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却(先物取引については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

5.資産規模に関するリスク ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

6.繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、一部解約により受益権の総口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7.お申込み、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、ニューヨーク、ロンドンの銀行休業日、もしくはDJ-UBSコモディティ・インデックスの算出・公表されない場合には、お申込みおよび解約請求の受付は行いません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断でお申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約請求を取消すことがあります。

8.ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。



ご投資の手引きお申込方法

お申込取扱場所

販売会社の本・支店等とします。

詳しくは、委託会社の照会先までお問い合わせください。

お申込期間

■ 平成22年5月8日(土)から平成23年5月9日(月)まで

お申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

お申込受付日

| 原則として毎営業日にお申込みを受付けます。

お申込日がニューヨーク、ロンドンの銀行休業日、もしくはDJ-UBSコモディティ・インデックスの算出・公表されない場合には、お申込みを受付けません。

お申込みの受付時間は、原則として毎営業日の午後3時までとさせていただきます。ただし受付時間は販売会社により異なることがありますのでご留意ください。当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日扱いとさせていただきます。

運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得のお申 込みを受付けない場合があります。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があると きは、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みの受付を取消しさせていただくことが あります。

お申込単位

▍販売会社が定める単位とします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。原則としてお申込手続完了後のコース変更はできません。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。また、販売会社との間で積立方式による販売に関する契約を締結した場合は、当該契約の定める申込単位とします。

お申込単位は、販売会社および販売会社の取扱コースにより異なる場合があります。また、販売会社によりどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

お申込価額

■お申込受付日の翌営業日の基準価額

「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては1万口当たりの価額として表示されます。

基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社の照会先で入手することができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

お申込手数料

お申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

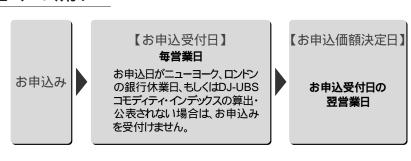
詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

お申込代金の払込期日等

お申込代金は、各販売会社の指定する期日までに販売会社にお支払いください。 詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を 経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

お申込みの流れ



その他

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。



ご投資の手引きご換金方法

解約の請求

- ご換金は、解約請求により行うことができます。
- ご解約の請求は、毎営業日に販売会社にて受付けます。
- 一部解約の請求は、振替受益権をもって行うものとします。

解約請求日がニューヨーク、ロンドンの銀行休業日、もしくはDJ-UBSコモディティ・インデックスの算出・公表されない場合は解約請求を受付けません。

解約請求の受付時間は、原則として毎営業日の午後3時までとさせていただきます。ただし受付時間は販売会社により異なることがありますのでご留意ください。当該受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日扱いとさせていただきます。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止させていただくことがあります。一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後、最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして計算します。

解約の単位

┃販売会社が定める単位とします。

解約請求の単位は、販売会社および販売会社の取扱コースにより異なる場合がありますので、詳しくは販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

解約の価額

ご換金時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から 当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

解約価額は委託会社の毎営業日に算出されます。

解約代金のお支払い

■ 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

解約の流れ

【解約請求受付日】 毎営業日 解約請求日がニューヨーク、 ロンドンの銀行休業日、 もしくはDJ-UBSコモディティ・インデックスの算出・ 公表されない場合は解約 請求を受付けません。

解約請求受付日の 翌営業日

【解約価額決定日】

解約請求受付日から

起算して6営業日目

よりお支払い

【解約代金支払い】

その他

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの 投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の 抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載 または記録が行われます。

照会先

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電 話 番 号: 03-5208-5858(受付時間は9:00~17:00 土、日、祝休日を除く)

ホームページ: http://www.pinebridge.co.jp/



費用と税金

お申込時、収益分配時、途中解約時等にご負担いただく費用と税金

時期	項目	費用と税金	納税方法
お申込時	申込 手数料	3.15% 税抜3.0% (3 ^{注1)} を上限として販売会社が設定します。	
収益分配時	所得税 および	《個人の受益者》 普通分配金に対し10%(所得税7%・地方税3%) ^{注2)}	源泉徴収 ^(注4) (申告不要)
火血刀	地方税	《法人の受益者》 普通分配金に対し7%(所得税7%) ^{注3)}	源泉徴収
	信託財産 留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%	-
途中解約時	所得税 および 地方税	《個人の受益者》 譲渡益に対し10%(所得税7%・地方税3%) ^{注2)}	申告分離課税
		《法人の受益者》 解約価額の個別元本超過額に対し7%(所得税7%) (注3)	源泉徴収
償還時	所得税 および 地方税	《個人の受益者》 譲渡益に対し10%(所得税7%・地方税3%) (注2)	申告分離課税
		《法人の受益者》 償還価額の個別元本超過額に対し7%(所得税7%) (注3)	源泉徴収

- (注1)税とは、消費税等相当額をいいます。
- (注2) 平成24年1月1日から、20%(所得税15%・地方税5%)となります。
- (注3) 平成24年1月1日から、15%(所得税15%)となります。
- (注4)確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税を選択することも可能です。

益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

- 1 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2.受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、 その後の当該受益者の個別元本となります。

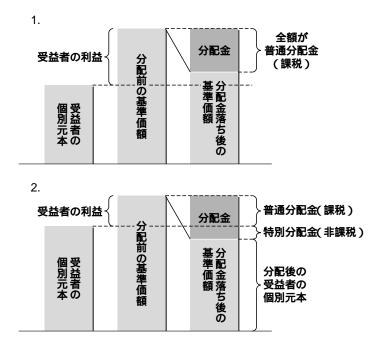
特別分配金について

| 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配 | 金 (受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際

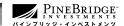
- 1 .当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2 .当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

分配金に関するイメージ図



上記はイメージ図であり、個別元本・基準価額・分配金の水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。



信託期間中において、間接的にご負担いただく費用と税金(信託財産から支払う費用と税金)

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.26% (税抜年1.2%)の率を乗じて得た額とします。

委託会社、販売会社および受託会社の配分についての内訳は次の通りです。

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.26%	0.525%	0.6825%	0.0525%
(税抜1.2%)	(税抜0.5%)	(税抜0.65%)	(税抜0.05%)

上記は年率表示です。 税とは消費税等相当額をいいます。

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了の時、信託財産から支払われます。

委託会社の報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査費用および目論見書等の作成に要する費用などが含まれます。

その他の手数料等

次の費用およびそれらにかかる消費税等相当額が信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金 の利息

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、先物取引・オプション取引等に要する費用および信託財産に関する資産を外国で保管する場合の保管等に要する費用

一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ指図を行った場合の当該借入金に対する利息

その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

費用・手数料等には保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが 含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。



委託会社の概況

パインプリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用 グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託 業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言と証券業務を展開しております。

名称 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 秋 元 正

本店の所在の場所 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号

資本金	2,150,000,000円	2,150,000,000円(平成22年9月末日現在)		
会社の沿革		当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン 株式会社設立。		
	昭和62年 1月	エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。		
	平成9年2月	エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。		
	平成13年 7月	エイアイジー投信投資顧問株式会社(AIG投信投資顧問株式会社)に名称変更。		
	平成14年 4月	株式会社千代田投資顧問と合併。		
	平成19年 4月	AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。		
	平成20年 4月	AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。		
	平成20年 5月	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク(AIG日本証券会社)		
		との事業統合。		

平成21年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

大株主の状況(平成22年9月末日現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
Bridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

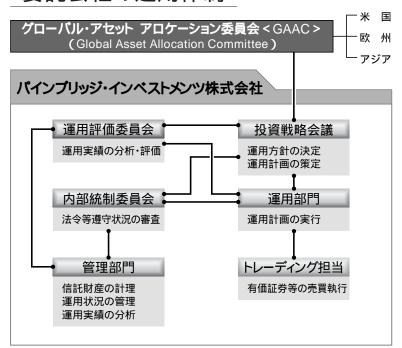
Bridge Investment Holdings B.V. は、PineBridge Investments に属する日本法人の持株会社 です。

当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地 の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の 運用管理に専念しております。



運用体制および リスク管理体制

委託会社の運用体制



グローバル・アセット アロケーション委員会 (Global Asset Allocation Committee < GAAC >)

世界中の運用拠点からの主要メンバーで構成されています。

毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等に関して詳細な分析が行われます。

定期的に、一堂に会しての会議(オフサイト・ミーティング) も行われます。

運用計画の決定と実行

月1回投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンド毎の運用基本計画を決定します。 運用部門(20名)のファンドマネジャーは具体的なポートフォリオを構築し、運用を実行します。 有価証券等の売買はトレーディング担当(2名)において執行されます。

パフォーマンス評価とリスク管理

運用評価部(3名)において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。

コンプライアンス部(5名)において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が 行われます。

ファンドの関係法人に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は平成22年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社のリスク管理体制

運用 評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。 また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。



運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

内部統制 委員会 月1回開催し、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議 および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

運用評価 委員会 月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

前記のリスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。





投資制限

各投資対象への投資制限

投資対象	パインブリッジ・コモディティファンド	【ご参考】パインブリッジ・コモディティマザーファンド
株式	株式への実質投資割合は、転換社債の 転換および転換社債型新株予約権付 社債の行使により取得する場合に限り、 信託財産の純資産総額の10%以下と します。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、 取得時において信託財産の純資産総 額の5%以下とします。	株式への投資割合は、転換社債の転換 および転換社債型新株予約権付社債の 行使により取得する場合に限り、信託 財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、取得 時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
投資信託証券	マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
転換社債等	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建て資産	外貨建て資産への実質投資割合には、 制限を設けません。	外貨建て資産への投資割合によ 制限を 設けません。

詳細につきましては、添付「信託約款」をご参照ください。

その他の信託約款上の投資制限

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。

ただし、株主割当または社債権者割当により取得する 株式については、この限りではありません。

有価証券先物取引等の運用指図

- ・委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ・委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ・委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用 に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動 リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行うことの指図をすることができます。

有価証券の貸付の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、 信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図を することができます。 特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際 収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、 制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。との合計額について、当該外貨建て資産の為替へッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の 安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当ての ために借入れた資金の返済を含みます。を目的として、 または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当 てを目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を 含みます。)の指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

詳細につきましては、添付「信託約款」をご参照ください。

法令上の投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。



管理および運営

基準価額とは...

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人 投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から 負債総額を控除して得た額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除して 得た額をいいます。

外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値に よって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

受益証券の保管について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

信託期間

原則として無期限です。ただし、後記「信託の終了」に掲げる事由等により、投資信託契約を解約し信託を終了させることがあります。

計 算 期 間

原則として毎月11日から翌月10日までとします。

各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

運用経過のご報告について

委託会社は原則として6ヵ月毎(2月および8月)および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付します。

また、このほか直近の運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社のホームページ http://www.pinebridge.co.jp/

信託の終了

繰上償還が行われる場合

│ 次のいずれかに該当することになった場合には、受託会社と合意のうえ、投資信託 │ 契約を解約し、信託を終了させることがあります。

この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が 発生したとき

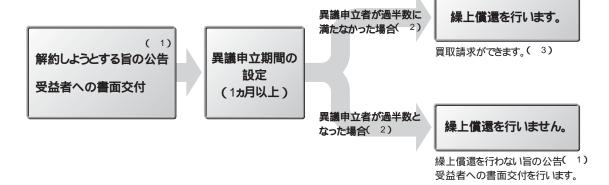
一部解約により受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合

この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁へ届け出ます。

繰上償還を行う場合の手続

繰上償還を行うにあたっては、委託会社は受益者の皆様からの異議申立を受付けます。

詳細については、添付「信託約款」をご参照ください。



- (1)この投資信託契約にかかるすべての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (2)過半数とは、受益権総口数に対し、異議を申し立てた受益者の受益権口数が二分の一を超える場合をいいます。
- (3)異議申立を行った受益者は、自己に帰属する受益権を一定期間内に、受託会社に対し信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

信託が終了する場合

│ 次のいずれかに該当することになった場合には、投資信託契約を解約し、信託を │ 終了させます。

監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたとき

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき 監督官庁がこの信託に関する業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「信託約款の変 更」の変更手続が不成立となった場合を除き、この信託は当該委託会社と受託会社との間において存続 します。

受託会社が委託会社の承諾を受けて辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないとき



信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発 生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものと します。

この場合において、委託会社はあらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁へ届け出ます。

委託会社は、変更事項のうちその内容が重大なものについては、以下の手順で 信託約款の変更を行います。

重大な信託約款の変更を行う場合の手続

詳細については、添付「信託約款」をご参照ください。

(1) 変更しようとする旨および その内容の公告

受益者への書面交付

異議申立期間の 設定 (1ヵ月以上)

異議申立者が過半数に 満たなかった場合(2)

異議申立者が過半数と

なった場合(2)

信託約款の 変更を行いません。

信託約款の

変更を行います。

買取請求ができます。(3)

信託約款の変更を行わない旨の公告(1) 受益者への書面交付を行います。

- (1)この信託約款にかかるすべての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (2)過半数とは、受益権総口数に対し、異議を申し立てた受益者の受益権口数が二分の一を超える場合をいいます。
- 3)異議申立を行った受益者は、自己に帰属する受益権を一定期間内に、受託会社に対し信託財産をもって買取る べき旨を請求することができます。

そ 他 ഗ

設定日

平成18年2月23日(木)

信託金限度額

3.000億円を限度とします。

委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

公告

委託会社が、受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。



その他の情報

ファンドに関する情報

ファンドの名称

パインブリッジ・コモディティファンド

愛称として「Naturemade」または「ネイチャーメイド」 という名称を使用する場合があります。

なお、「Naturemade」または「ネイチャーメイド」は、当ファンドと運用にかかる「基本方針」、「主要投資対象」、「投資態度」等を等しくし、収益分配の頻度、分配方針を異にする「パインブリッジ・コモディティファンド < 1年決算型 > 」の愛称としても使用される場合があります。

内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり1円です。また、格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関、社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録される

ことにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)委託会社であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行価額の総額

3.000億円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所該当事項はありません。

振替機関に関する事項

振替機関:株式会社証券保管振替機構

日本以外の地域における発行該当事項はありません。

請求目論見書の記載内容

下記の項目は、請求目論見書に記載されております。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等

- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2 ファンドの現況 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績



内国投資信託受益証券事務の概要

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 1. 名義書換 該当事項はありません。
- 2. 受益者に対する特典 該当事項はありません。
- 3. 譲渡制限 該当事項はありません。

4. 受益者の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には前記 の振替機関等は、 当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の 減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加に つき、その備える振替口座簿に記載または記録するもの とします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を 開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を 開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上 位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受 人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または 記録が行われるよう通知するものとします。 前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録 されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部 解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金 の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民 法その他の法令等にしたがって取扱われます。



ファンドの運用状況

運 用 状 況

(1) 投資状況

(平成22年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2, 725, 129, 060	98. 93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		29, 386, 985	1.07
合計 (純資	資産総額)	2, 754, 516, 045	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(ご参考) パインブリッジ・コモディティマザーファンドの投資状況

(平成22年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率(%)
	スウェーデン	2, 573, 605, 089	55. 79
社債券	ノルウェー	1, 845, 531, 996	40. 01
	小 計	4, 419, 137, 085	95. 80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		193, 824, 511	4. 20
合計(純資産総額)		4, 612, 961, 596	100.00

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄(平成22年9月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価	金額	評価額単価	評価額 金額	投資比率
日本	信託受	パインブリッジ・ コモディティ マザーファンド	4, 448, 464, 023	(円) 0. 5927	(円) 2, 636, 604, 627	0. 6126	(円) 2, 725, 129, 060	98. 93

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

2. 種類別及び業種別投資比率 (平成22年9月30日現在)

	上次////人 // 上// 1/人员	20 1 (1 1/2/20 1 0/1 00 H)ULL
	種類	投資比率(%)
;	親投資信託受益証券	98. 93

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



(ご参考) パインブリッジ・コモディティマザーファンドの投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄 (平成22年9月30日現在)

_ · //	· 配入工区部的(1)/22/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/							
国/地域	種類	銘柄名	数量 (額面)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
-		SVENSK 0.10% 2011/7/26	27, 900, 000	8, 864. 80	2, 473, 280, 092	9, 224. 39	2, 573, 605, 089	55. 79
ノルウ ェー		NOR-EXPT 0.15% 2010/10/28	20, 000, 000	8, 884. 92	1, 776, 984, 000	9, 227. 65	1, 845, 531, 996	40. 01

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。
- (注2) 外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨 換算したものです。

2. 種類別及び業種別投資比率 (平成22年9月30日現在)

種類	投資比率(%)
社債券	95. 80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

①純資産の推移

	純資産総額(円)		基準価額	頁 (円)
第1特定期間末	(分配付)	20, 757, 020, 941	(分配付)	10,716
(平成18年8月10日)	(分配落)	20, 532, 561, 631	(分配落)	10, 581
第2特定期間末	(分配付)	20, 935, 970, 911	(分配付)	10, 458
(平成19年2月13日)	(分配落)	20, 569, 794, 948	(分配落)	10, 278
第3特定期間末	(分配付)	16, 970, 966, 449	(分配付)	10, 351
(平成19年8月10日)	(分配落)	16, 655, 188, 115	(分配落)	10, 171
第4特定期間末	(分配付)	13, 166, 554, 217	(分配付)	11,035
(平成20年2月12日)	(分配落)	12, 912, 248, 422	(分配落)	10, 855
第5特定期間末	(分配付)	7, 999, 468, 102	(分配付)	10, 748
(平成20年8月11日)	(分配落)	7, 840, 649, 397	(分配落)	10, 568
第6特定期間末	(分配付)	3, 106, 652, 714	(分配付)	4, 903
(平成21年2月10日)	(分配落)	2, 988, 221, 752	(分配落)	4, 723
第7特定期間末	(分配付)	3, 850, 106, 081	(分配付)	5, 727
(平成21年8月10日)	(分配落)	3, 737, 217, 629	(分配落)	5, 547
第8特定期間末	(分配付)	3, 400, 700, 593	(分配付)	5, 080
(平成22年2月10日)	(分配落)	3, 273, 527, 423	(分配落)	4, 900
第9特定期間末	(分配付)	3, 018, 311, 914	(分配付)	4, 845
(平成22年8月10日)	(分配落)	2, 902, 450, 774	(分配落)	4, 665
平成21年9月末		3, 626, 039, 557		4, 904
10月末		3, 827, 536, 480		5, 312
11月末		3, 607, 339, 149		5, 037
12月末		3, 846, 380, 554		5, 465
平成22年1月末		3, 308, 441, 266		4, 949
2月末		3, 273, 564, 765		4, 946
3月末		3, 331, 193, 980		5, 145
4月末		3, 362, 222, 327		5, 196
5月末		3, 092, 193, 229		4,717
6月末		2, 890, 047, 106		4, 501
7月末		2, 891, 343, 688		4,628
8月末		2, 747, 104, 688		4, 499
9月末		2, 754, 516, 045		4, 686

⁽注)特定期間末の純資産総額(分配付)および基準価額(分配付)は、当該特定期間末における純資産総額(分配落)および基準価額(分配落)の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。



②分配の推移

其	月間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自	平成18年 2月23日	135円
为177亿朔间	至	平成18年 8月10日	199 1
第2特定期間	自	平成18年 8月11日	180円
772 N /C 791 PJ	至	平成19年 2月13日	100 1
第3特定期間	自	平成19年 2月14日	180円
2010 亿 2911月	至	平成19年 8月10日	100 1
第4特定期間	自	平成19年 8月11日	180円
31五月 YE331日	至	平成20年 2月12日	100 1
第5特定期間	自	平成20年 2月13日	180円
310.1d √⊏331H1	至	平成20年 8月11日	100[1
第6特定期間	自	平成20年 8月12日	180円
370小 (C 3911年)	至	平成21年 2月10日	100 1
第7特定期間	自	平成21年 2月11日	180円
20 L JU VE 2011b1	至	平成21年 8月10日	100 1
第8特定期間	自	平成21年 8月11日	180円
N10.101 VE 301161	至	平成22年 2月10日	100 1
第9特定期間	自	平成22年 2月11日	180円
N10.101 VE391161	至	平成22年 8月10日	100/ 1

③収益率の推移

其	月 間	収益率
第1特定期間	自 平成18年 2月23日	7. 16%
为170人(2011年)	至 平成18年 8月10日	7. 10 /0
第2特定期間	自 平成18年 8月11日	△1. 16%
312-10 VE331141	至 平成19年 2月13日	21. 1070
第3特定期間	自 平成19年 2月14日	0.71%
¥10.01 √⊏¥31H1	至 平成19年 8月10日	0.1170
第4特定期間	自 平成19年 8月11日	8.49%
311.0 VE331H1	至 平成20年 2月12日	0. 10 / 0
第5特定期間	自 平成20年 2月13日	△0. 99%
310-10 VE331H1	至 平成20年 8月11日	△0. 55 / 6
第6特定期間	自 平成20年 8月12日	△53. 61%
310-10 VE331H1	至 平成21年 2月10日	△00.0170
第7特定期間	自 平成21年 2月11日	21. 26%
NA LA VENALHA	至 平成21年 8月10日	21. 20 /0
第8特定期間	自 平成21年 8月11日	△8. 42%
№ N10.101 大厂場11日1	至 平成22年 2月10日	25.42/0
第9特定期間	自 平成22年 2月11日	△1. 12%
N10.10 大二分11日1	至 平成22年 8月10日	△1. 12 /0

⁽注) 収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については前特定期間末分配落基準価額の代わりに1万口当たり当初元本額(10,000円)を用いております。 収益率=(当特定期間末分配付基準価額-前特定期間末分配落基準価額)÷前特定期間末分配落基準価額×100



財務ハイライト 情報

財務ハイライト情報

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」の内容を抜粋したものです。ファンドの財務諸表はあらた監査法人による監査を受けており、その監査報告書は「財務諸表」に添付されております。

パインブリッジ・コモディティファンド

1 貸借対照表

区分	注記事項	第8特定期間 (平成22年2月10日現在)	第9特定期間 (平成22年8月10日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		62, 161, 237	68, 135, 825
親投資信託受益証券		3, 233, 703, 903	2, 869, 670, 618
未収入金		9, 000, 000	_
未収利息		136	149
流動資産合計		3, 304, 865, 276	2, 937, 806, 592
資産合計		3, 304, 865, 276	2, 937, 806, 592
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		20, 040, 990	18, 664, 849
未払解約金		7, 852, 932	13, 797, 753
未払受託者報酬		143, 500	120, 550
未払委託者報酬		3, 300, 431	2, 772, 666
流動負債合計		31, 337, 853	35, 355, 818
負債合計		31, 337, 853	35, 355, 818
純資産の部			
元本等			
元本		6, 680, 330, 318	6, 221, 616, 652
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		$\triangle 3, 406, 802, 895$	△3, 319, 165, 878
(分配準備積立金)		407, 128, 616	221, 876, 917
元本等合計		3, 273, 527, 423	2, 902, 450, 774
純資産合計		3, 273, 527, 423	2, 902, 450, 774
負債純資産合計		3, 304, 865, 276	2, 937, 806, 592



2 損益及び剰余金計算書

区分	注記事項	第8特定期間 自 平成21年8月11日 至 平成22年2月10日 金額(円)	第9特定期間 自 平成22年2月11日 至 平成22年8月10日 金額(円)
営業収益			
受取利息		22, 464	21, 018
有価証券売買等損益		△273, 801, 089	△20, 133, 285
営業収益合計		△273, 778, 625	△20, 112, 267
営業費用			
受託者報酬		972, 233	823, 813
委託者報酬		22, 361, 337	18, 947, 599
営業費用合計		23, 333, 570	19, 771, 412
営業損失(△)		△297, 112, 195	△39, 883, 679
経常損失(△)		△297, 112, 195	△39, 883, 679
当期純損失(△)		△297, 112, 195	△39, 883, 679
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		14, 211, 392	2, 377, 179
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△3, 000, 500, 649	$\triangle 3, 406, 802, 895$
剰余金増加額又は欠損金減少額		698, 192, 650	730, 884, 569
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		698, 192, 650	730, 884, 569
剰余金減少額又は欠損金増加額		665, 998, 139	485, 125, 554
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		665, 998, 139	485, 125, 554
分配金		127, 173, 170	115, 861, 140
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△3, 406, 802, 895	△3, 319, 165, 878

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8特定期間 自 平成21年8月11日 至 平成22年2月10日	第9特定期間 自 平成22年2月11日 至 平成22年8月10日
有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額で評価し ております。	



用語集

委託会社

ファンドの設定・運用指図、受益権の募集・発行、投資信託説明書 (目論見書)・運用報告書の作成 等を行う会社(運用会社)を指します。

受託会社

委託会社との間の「投資信託契約」 に基づき、信託財産の保管・管理・ 計算等を行う信託銀行を指します。

信託約款

「投資信託及び投資法人に関する 法律」に基づき作成され、委託会社 および受託会社の行うべき業務や 受益者の権利に関する事項等が 規定されています。その内容につ き委託会社はあらかじめ監督官庁 に届け出ます。委託会社と受託会 社は、この信託約款に基づき投資 信託契約を締結します。

運用報告書

投資信託の運用期間中の運用実 績や経過、信託財産の内容、有価 証券売買状況などについて一定 期間ごとに委託会社が作成し、販 売会社を通じて受益者に交付され る報告書です。

信託期間

ファンドが設定されてから償還されるまでの期間をいいます。 信託期間は、当初の取り決め通りの期日に償還する投資信託もあれば、延長するもの、場合によっては信託期間の途中で償還する投資信託もあります。

販売会社

委託会社との間の「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、解約請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および解約代金の支払いの取扱い等を行う金融商品取引業者よび登録金融機関を指します。

基準価額

投資信託の価格のこと。 ファンドの申込・解約の際の基準 となるもので、ファンドの純資産 総額を受益権の総口数で割り算 出されます。原則として毎営業日計 算され、日々変動します。

信託報酬

投資信託の運営、管理等の対価として、信託財産から委託会社、受 託会社、販売会社に支払われる報酬をいいます。信託報酬は日々計 算され、信託財産の純資産総額に対して定率で差し引かれます。



海外休業日

ファンドの休業日

ニューヨーク、ロンドンの銀行休業日、 もしくはDJ-UBSコモディティ・インデックスの算出・公表されない場合

2010年 11月11日(木)

11月25日(木)

12月24日(金)

12月27日(月)

12月28日(火)

上記は、2010年9月末現在で委託会社が認識できる2010年12月末までの休業日です。なお、休業日は変更されることがありますので、事前に販売会社にご確認ください。 また、海外の休日が日本においても休日の場合は記載しておりません。

追加型証券投資信託 パインブリッジ・コモディティファンド 運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてパインブリッジ・コモディティマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を通じて、Dow Jones-UBS Commodity Index(以下「DJ-UBS コモディティ・インデックス」といいます。)の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券(以下、「商品指数連動債」といいます。)に投資することにより、DJ-UBS コモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、商品指数連動債に投資するよう努めます。
- ② 投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。
- ③ 実質組入れの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。株式への実質投資割合は、転換社債、ならびに新株予約権付社債の うち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と 当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施 行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社 債型新株予約権付社債」といいます。)の転換あるいは行使により取得した株券に限り、投資信託財産 の純資産総額の10%以下とします。
- ② マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純 資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第24条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

毎月10日に決算を行い(ただし、休業日の場合は翌営業日。)、以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益(マザーファンド投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)の全額とします。
- ② 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 パインブリッジ・コモディティファンド

約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UF J信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、投資信託財産に属する財産についての対 抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金3,643,597,658 円を、受益者のため に利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受 けます。

(信託金の限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意の上、金3,000 億円を限 度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを 証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第48 条第1項および第2項、第49条第1項、第50条第1項 および第52条第2項による信託終了の日までとします。 (受益権の取得申込みの勧誘の種類)
- 第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、 金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当 し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に 定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の 受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口 数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については 3,643,597,658 口を、追加信託によって生じた受益権に ついてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数 に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。) に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属す る資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令お よび社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部

- 償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすること により差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第11条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受け、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振 法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合また は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関 の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得 ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益 証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを 得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無 記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記 名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受 益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替 受入簿に記載または記録を申請することができるものと し、原則としてこの信託の平成 18年 12月 29日現在の全 ての受益権(受益権につき、すでに信託契約の一部解約 が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の 支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みま す。) を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入 簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護 預りではない受益証券にかかる受益権については、信託 期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請 を行うものとします。振替受入簿に記載または記録され た受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載また は記録により振替受益権となります。また、委託者は、 受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載 または記録を申請する場合において、委託者の指定する 金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第 28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行うもの をいいます。以下同じ。) および登録金融機関(委託者の 指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金

融機関をいいます。以下同じ。) に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権について は追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替 機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行 います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される 受益権を、取得申込者に対し、1口単位をもって取得の 申込みに応ずることができるものとします。
- ② 委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関(以下「指定販売会社」といいます。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、指定販売会社が独自に定める単位(お申込みは1口以上とします。)をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める累積投資約款に従って契約(「別に定める契約」といいます)を結んだ取得申込者に対しては、1口単位で取得の申込みに応ずることができるものとします。
- ③ 第1項および第2項の取得申込者は委託者、委託者の指定する指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者、委託者の指定する指定販売会社は、当該取得申込の代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項から第2項までの取得申込日がロンドンまたは ニューヨークの銀行休業日、もしくは取得申込日が Dow Jones-UBS Commodity Index (以下「DJ-UBS コモディティ・インデックス」といいます。)が算出・公表されない 場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑤ 第1項および第2項までの受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第6項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第6項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額(この投資信託契約締結日前の取得申込みについては1口につき1円とします。)に3.0%の率を乗じて得た額を上限として、委託者の指定する指定販売会社が独自に定めるものとします。
- ⑦ 前6項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項および第3項の規定に基づき収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第38条に規定する計算期間の終了日の基準価額とします。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、 その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合に は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の 申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当 該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少お よび譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その 備える振替口座簿に記載または記録するものとします。 ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したもの

- でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振 替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。) に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益 権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知す るものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿へ の記載または記録によらなければ、委託者および受託者 に対抗することができません。

(投資対象とする資産の種類)

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類 は、次に掲げるものとします。
- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び 投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい ます。以下同じ。)

イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2 条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条、 第23条および第24条に定めるものに限ります。)
- ハ. 金銭債権(イ. ニ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
- 二. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第17条 委託者は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるパインブリッジ・コモディティマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 5. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6. 転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債 の行使により取得した株券
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各 号の証券または証書の性質を有するもの
- 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引 法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 10. 投資証券または外国投資証券 (金融商品取引法第2条 第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 11. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
- 12. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 13. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り

ます。)

- 16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 18. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券および第8号および第13号の証券 または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以 下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および 第8号および第13号の証券または証書のうち第1号から 第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」 といい、第9号の証券および第10号の証券を以下「投資 信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、 次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規 定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を 含みます。)により運用することを指図することができま す。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に 規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2 項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、 償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必 要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号 から第6号までに掲げる金融商品により運用することの 指図ができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める株式、または投資信託証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第29条において同じ。)、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項および第2項に定める資産への投資ならびに第26条、第28条および第35条に掲げる投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引を行うことができます。
- ② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。
- 1. 取引所価格(気配値等を含む。)等の適正な価格による

取引であること。

- 2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
- 3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件である と判断する場合であること。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第20条 委託者が投資することを指図する株式は、取引所 (金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引 所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定す る外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場され ている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる 市場において取引されている株式の発行会社の発行する ものとします。ただし、株主割当または社債権者割当に より取得する株式については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては 委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

- 第21条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する 同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託 財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に 属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資 産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をし ません。
- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、 投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総 額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占 める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいま す。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

- 第22条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な 運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する ため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融 商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいま す。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条 第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)ならびに有価 証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3 号ハに掲げるものをいいます。)、外国の取引所における これらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図 をすることができます。なお、選択権取引は、オプショ ン取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ)。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付け の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支 払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資 産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図 は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有 価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な 運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替 変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受 取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件 のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいま す。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本

- の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に 占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の 時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額 (以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。) が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。 なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純 資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額 が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合 には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するス ワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場 実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしま す。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範
- 第24条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な 運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替 変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先 渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、 当該取引の決済日が、原則として、第5条に定める信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該 信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限り ではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(マザーファンドの投資信託財産にあかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(マザーファンドの投資信託財産に属するとみなした額(マザーファンドの投資信託財産に解するで、投資信託財産の純資産総額を知る投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引 契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で 評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うに あたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 (同一銘柄の転換社債等への投資制限)
- 第25条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換 社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額 とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、

ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち 投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資 信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる 投資の指図をしません。

② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、 投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総 額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占 める転換社債、ならびに当該転換社債型新株予約権付社 債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資する ため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各 号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計 額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50% を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面 金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面 金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合に は、委託者はすみやかにその超える額に相当する契約の 一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたと きは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、 制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

- 第28条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、 投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総 額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占め る外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいま す。

(信託業務の委託等)

- 第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部 について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委 託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する もの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として 選定します。
- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸 念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産 その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備さ れていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、 当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していること を確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 投資信託財産の保存にかかる業務
- 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその 他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する

行為

第30条 (削除)

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 32 条 信託の登記または登録をすることができる投資 信託財産については、信託の登記または登録をすること とします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記 または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別する ことができる方法によるほか、その計算を明らかにする 方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド 受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならび に有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第35条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに 運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解 約金の支払資金の手当て(一部解約に伴なう支払資金の 手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的 として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の 手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる 場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、 当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものと します。
- ② 一部解約に伴なう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

- 第 36 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産 に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。 (受託者による資金の立替え)
- 第 37 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、 転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の 申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすること ができます。
- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。 (信託の計算期間)
- 第 38 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 11 日 から翌月 10 日までします。
- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第1計算期間は平成18年2月23日から平成18年4月10日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に定める信託終了の日とします。

(投資信託財産に関する報告)

- 第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第40条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

- 第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純 資産総額に、年 10,000 分の 120 の率を乗じて得た額とし ます
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき 投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者 との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、 信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。 (収益の分配方式)
- 第 42 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- 1. 投資信託財産に属する利子・配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等 収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいま す。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する 消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあると きは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者 に分配することができます。なお、次期以降の分配にあ てるため、分配準備積立金として積み立てることができ

ます。

- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
 - (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払 いに関する受託者の免責)
- 第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ)については第44条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第46条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第44条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第45条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて 収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委 託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則 として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委 託者の指定販売会社に交付されます。この場合、委託者 の指定販売会社は、受益者に対し遅延なく収益分配金の 再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付によ り増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、 振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。
- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引

き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ⑤ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第46条 受益者(委託者の指定する指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、平成18年4月7日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)は平成18年4月6日以前に委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。
- 1. 受益者が死亡したとき
- 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を 滅失したとき
- 3. 受益者が破産宣告を受けたとき
- 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者の指定販売会社が認めるとき

なお、この場合、委託者の指定販売会社は受益者に対し、当該事由を証する書面の提出を求めることができるものとします。

- ② 前項の場合の解約請求日がロンドンまたはニューヨークの銀行休業日、もしくは当該日が DJ-UBS コモディティ・インデックスが算出・公表されない場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受付けは行いません。
- ③ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者および委託者の指定する指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請

求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た信託財産留保金を控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取 引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項 による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、お よび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消す ことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第5項の規定に準じて算出された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または 記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一 部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の 支払い等については、この約款によるほか、民法その他 の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託契約の解約)

- 第48条 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより 受益権の総口数が5億口を下ることとなった場合には、 受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を 終了させることができます。この場合において、委託者 は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け 出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は 一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付 記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし ます
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の 口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第1項 および第2項の投資信託契約の解約を行いません。
- ⑥ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、投資信託財産の状況に 照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であっ て、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告およ び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 (投資信託契約に関する監督官庁の命令)
- 第49条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約 の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約

を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約 款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。 (委託者の登録取消等に伴う取扱い)
- 第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、 解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこ の投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第53条の規定に従い、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

- 第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は 一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付 記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし ます。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の 口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託約款を変更しません。
- ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

- 第54条 第48条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第48条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者および受託者の協議により決定するものとします。 (公告)
- 第55条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 56 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じた ときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

- 第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第 12条、第14条から第19条の規定および受益権と読み替 えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得な い事情等により受益証券を発行する場合には、なおその 効力を有するものとします。
- 第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における明在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ② 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間にお いて、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる 為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替 取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立 つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。 以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為 替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引に かかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下 本条において同じ。)を取り決め、その取り決めにかかる スワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の 現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本とし て定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数 値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭また はその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における 当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた 値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあ らかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日 として行った先物外国為替取引を決済日における直物外 国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日か ら満期日までの利息とを合算した額を決済日における指 標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額 の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成18年2月23日(投資信託契約締結日)

委託者 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

パインブリッジ・ コモディティファンド

(愛称: Naturemade / ネイチャーメイド)

追加型投信 / 海外 / その他資産(商品)

投資信託説明書(請求目論見書) 2010 年 11 月

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

- ・この目論見書により行う「パインブリッジ・コモディティファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年5月7日に関東財務局長に提出しており、平成22年5月8日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年5月26日、平成22年8月26日および平成22年11月9日に関東財務局長に提出しております。
- ・この目論見書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める文書(ファンドの詳細情報を記載した目論見書)として、ファンドを取得しようとする方からの請求があった場合に交付される目論見書(請求目論見書)です。
- ○「パインブリッジ・コモディティファンド」は、主にマザーファンドを通じて、 実質的に DJ-UBS コモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券(商品指数連動債)を主要投資対象としていますので、組入れた債券の価格下落や為替相場の変動等により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ○「パインブリッジ・コモディティファンド」は、預貯金や保険契約とは異なり、 預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、 証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象に はなりません。
- ※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

「パインブリッジ・コモディティファンド」

(愛称: Naturemade / ネイチャーメイド)

投資信託説明書(請求目論見書) 目次

ファンド	の詳細情報	
第 1	ファンドの沿革	 1
第2	手続等	 1
1	申込(販売)手続等	 1
2	換金(解約)手続等	 2
第3	管理及び運営	 3
1	資産管理等の概要	 3
	(1)資産の評価	 3
	(2)保管	 3
	(3)信託期間	 3
	(4)計算期間	 3
	(5) その他	 3
2	受益者の権利等	 6
第4	ファンドの経理状況	 7
1	財務諸表	 10
	(1)貸借対照表	 10
	(2) 損益及び剰余金計算書	 11
	(3)注記表	 12
	(4)附属明細表	 17
2	ファンドの現況	 24
i	純資産額計算書	 24

24

第5 設定及び解約の実績

ファンドの詳細情報

第1【ファンドの沿革】

平成18年 2月23日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成21年12月 1日 ファンドの名称変更 (「AIG コモディティファンド」から「パインブリッジ・コモディティファンド」に変更。)

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

1) 取得申込の受付

お申込期間:平成22年5月8日(土)から平成23年5月9日(月)まで ※お申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

- ①受益権の取得申込は、お申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日が、ロンドン、ニューヨークの銀行休業日、もしくは取得申込日が DJ-UBS コモディティ・インデックスの算出、公表されない場合には受付を行いません。
- ②お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの お申込みは翌営業日のお取扱いとなります。お申込みの受付時間は販売会社により異なる場合が あります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合せください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (9:00~17:00 土、日、祝休日を除く)

ホームページ http://www.pinebridge.co.jp/

- ③運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、 決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。
- ④取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を 行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換え に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2) 申込単位・申込価額

- ①収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、お申込単位は販売会社が定めるものとします。
 - ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、お申込単位および お取扱コースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問 い合わせください。

②受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た申込手数料(当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を加算した価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。なお、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とします。

2【換金 (解約) 手続等】

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求する ことができます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
 - ※解約請求の単位は、販売会社および販売会社の取扱コースによっては異なる場合があります。 詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (9:00~17:00 土、日、祝休日を除く)

ホームページ http://www.pinebridge.co.jp/

- ②一部解約の実行の請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日が、ロンドン、ニューヨークの銀行休業日、もしくは解約請求日が DJ-UBS コモディティ・インデックスの算出、公表されない場合には受付を行いません。
- ③解約請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。解約請求の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合せください。
- ④委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを 得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部 解約の実行の請求を取消すことがあります。
- ⑤一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして算出された価額とします。
- ⑥一部解約時の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)を控除した額とします。
- ⑦一部解約時の価額は委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約時の価額については、販売会 社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ⑧解約代金のお支払いは、解約の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から、販売 会社を通じてお支払いします。
- ⑨換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座にお

いて当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- 1) 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。
- 2) 組入外国債券の評価は、原則として証券会社、銀行等が提示する価額(売気配相場を除く)、価格情報会社の提供する価額、または一部償却原価法のいずれかにより評価します。外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- 3) 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (9:00~17:00 土、日、祝休日を除く)

ホームページ http://www.pinebridge.co.jp/

(2) 【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。(後記(5)その他 1)信託の終了 をご参照ください。)

(4)【計算期間】

原則として、毎月11日から翌月10日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5) 【その他】

- 1) 信託の終了
- 1. 投資信託契約の解約
- イ) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、また はやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の総口 数が5億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、

信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ロ) 委託会社は、前記イ) の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ)前記ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 二)前記ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を 超えるときは、前記イ)の投資信託契約の解約をしません。
- ホ) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその 理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。 ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- へ) 前記ハ) からホ) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ) の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了
- イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信 託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、 後記3)信託約款の変更 4. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間におい て存続します。
- 3. 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務 に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社 の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任し た場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないとき は、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- 2) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
 - 1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - 2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

3) 信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更し ようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更 しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款 にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益 者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款を変更しません。
- 5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を 公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、 すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. から5. までの規定にしたがいます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5) 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託 会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもっ て買取るべき旨を請求することができます。

6) 運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎(2月および8月)および償還時に運用報告書を作成し、知られた る受益者に対して交付します。また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更 新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ http://www.pinebridge.co.jp/

7) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行 株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかか る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

8) 関係会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、 販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が 規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも 別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として、毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。 一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社を通 じてお支払いします。

③償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金は、 償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前におい て一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受 益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については 原則として取得申込者とします。)に、原則として、償還日から起算して5営業日までに販売会社 を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、 償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

④反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、 所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をも って公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12 年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8特定期間(平成21年8月11日から平成22年2月10日まで)及び第9特定期間(平成22年2月11日から平成22年8月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月17日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 (旧会社名 AIGインベストメンツ株式会社) 取締役会御中

あらた監査法人



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ・コモディティファンド(旧ファンド名 AIGコモディティファンド)の平成21年8月11日から平成22年2月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・コモディティファンド(旧ファンド名 AIGコモディティファンド)の平成22年2月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社(旧会社名 AIGインベストメンツ株式会社)及びファンドと当監 査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年9月22日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 取締役会 御中

あらた監査法人



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」 に掲げられているパインブリッジ・コモディティファンドの平成22年2月11日から平成22年8月10日までの特定期 間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。 この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・コモディティファンドの平成22年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

パインブリッジ・コモディティファンド

(1)【貸借対照表】

区分		第8特定期間 (平成22年2月10日現在)	第9特定期間 (平成22年8月10日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		62, 161, 237	68, 135, 825
親投資信託受益証券		3, 233, 703, 903	2, 869, 670, 618
未収入金		9, 000, 000	_
未収利息		136	149
流動資産合計		3, 304, 865, 276	2, 937, 806, 592
資産合計		3, 304, 865, 276	2, 937, 806, 592
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		20, 040, 990	18, 664, 849
未払解約金		7, 852, 932	13, 797, 753
未払受託者報酬		143, 500	120, 550
未払委託者報酬		3, 300, 431	2, 772, 666
流動負債合計		31, 337, 853	35, 355, 818
負債合計		31, 337, 853	35, 355, 818
純資産の部			
元本等			
元本		6, 680, 330, 318	6, 221, 616, 652
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		$\triangle 3, 406, 802, 895$	△3, 319, 165, 878
(分配準備積立金)		407, 128, 616	221, 876, 917
元本等合計		3, 273, 527, 423	2, 902, 450, 774
純資産合計		3, 273, 527, 423	2, 902, 450, 774
負債純資産合計		3, 304, 865, 276	2, 937, 806, 592

(2)【損益及び剰余金計算書】

区分	注記事項	第8特定期間 自 平成21年8月11日 至 平成22年2月10日	第9特定期間 自 平成22年2月11日 至 平成22年8月10日
N/ N/C de		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取利息		22, 464	21, 018
有価証券売買等損益		△273, 801, 089	△20, 133, 285
営業収益合計		$\triangle 273, 778, 625$	$\triangle 20, 112, 267$
営業費用			
受託者報酬		972, 233	823, 813
委託者報酬		22, 361, 337	18, 947, 599
営業費用合計		23, 333, 570	19, 771, 412
営業損失(△)		△297, 112, 195	△39, 883, 679
経常損失(△)		△297, 112, 195	△39, 883, 679
当期純損失 (△)		\triangle 297, 112, 195	△39, 883, 679
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		14, 211, 392	2, 377, 179
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		$\triangle 3,000,500,649$	$\triangle 3, 406, 802, 895$
剰余金増加額又は欠損金減少額		698, 192, 650	730, 884, 569
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		698, 192, 650	730, 884, 569
剰余金減少額又は欠損金増加額		665, 998, 139	485, 125, 554
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		665, 998, 139	485, 125, 554
分配金		127, 173, 170	115, 861, 140
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△3, 406, 802, 895	△3, 319, 165, 878

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8特定期間 自 平成21年8月11日 至 平成22年2月10日	第9特定期間 自 平成22年2月11日 至 平成22年8月10日
有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額で評価し ております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第8特定期間 (平成22年2月10日現在)	第9特定期間 (平成22年8月10日現在)	
1. 期首元本額	6, 737, 718, 278円	6, 680, 330, 318円	
期中追加設定元本額	1, 390, 146, 690円	970, 228, 057円	
期中一部解約元本額	1, 447, 534, 650円	1, 428, 941, 723円	
2. 特定期間末日における 受益権の総数	6, 680, 330, 318 □	6, 221, 616, 652 □	
3. 元本の欠損	額を下回っており、その差額は	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,319,165,878円であります。	

項目	第8特定期間 自 平成21年8月11日	第9特定期間 自 平成22年2月11日
坝 口	至 平成21年6月11日 至 平成22年2月10日	至 平成22年8月10日
分配金の計算過程	[平成21年8月11日から	[平成22年2月11日から
	平成21年9月10日まで の計算期間]	平成22年3月10日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	167, 039円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	742, 067, 366円	739, 044, 695円
分配準備積立金額	625, 495, 926円	390, 585, 713 F
当ファンドの分配対象収益額	1, 367, 563, 292円	1, 129, 797, 447 □
当ファンドの期末残存口数	7, 261, 833, 222 □	6, 616, 503, 060 □
1万口当たり収益分配対象額	1,883.22円	1,707.54円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	21, 785, 499円	19,849,509円
	[平成21年 9月11日から	[平成22年3月11日から
	平成21年10月13日まで の計算期間]	平成22年4月12日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	454,859円	188, 976日
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	0円	0日
収益調整金額	774, 527, 212円	741, 675, 745 P
分配準備積立金額	589, 094, 518円	352, 584, 630 □
当ファンドの分配対象収益額	1, 364, 076, 589円	1, 094, 449, 351日
当ファンドの期末残存口数	7, 356, 678, 705 □	6, 520, 183, 516
1万口当たり収益分配対象額	1,854.20円	1, 678. 55₽
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00₽
収益分配金金額	22,070,036円	19, 560, 550₽
	[平成21年10月14日から 平成21年11月10日まで の計算期間]	[平成22年4月13日から 平成22年5月10日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	183, 593円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	0円	0口
収益調整金額	767, 122, 118円	747, 713, 901 P
分配準備積立金額	542, 033, 532円	321, 854, 920 □
当ファンドの分配対象収益額	1, 309, 339, 243円	1,069,568,821円
当ファンドの期末残存口数	7, 174, 202, 421 □	6, 485, 907, 620
	1,825.06円	1,649.06日
1万口当たり収益分配対象額	1,020.00[1	1, 010.00
1万口当たり収益分配対象額 1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円

項目	第8特定期間 自 平成21年8月11日 至 平成22年2月10日	第9特定期間 自 平成22年2月11日 至 平成22年8月10日
	[平成21年11月11日から 平成21年12月10日まで の計算期間]	[平成22年5月11日から 平成22年6月10日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	766, 419, 966円	755, 558, 614円
分配準備積立金額	509, 813, 645円	294, 195, 649円
当ファンドの分配対象収益額	1, 276, 233, 611円	1,049,754,263円
当ファンドの期末残存口数	$7, 108, 415, 115 \square$	6, 482, 171, 378 □
1万口当たり収益分配対象額	1,795.38円	1,619.44円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	21, 325, 245円	19, 446, 514円
	[平成21年12月11日から 平成22年 1月12日まで の計算期間]	[平成22年6月11日から 平成22年7月12日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	224, 208円	53, 513円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	739, 442, 708円	735, 810, 632円
分配準備積立金額	463, 056, 948円	264, 876, 387円
当ファンドの分配対象収益額	1, 202, 723, 864円	1,000,740,532円
当ファンドの期末残存口数	6, 809, 597, 823 □	6, 293, 998, 861 □
1万口当たり収益分配対象額	1,766.21円	1,589.99円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	20, 428, 793円	18, 881, 996円
	[平成22年1月13日から 平成22年2月10日まで の計算期間]	[平成22年7月13日から 平成22年8月10日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円	199,892円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	733, 069, 592円	730, 407, 072円
分配準備積立金額	427, 169, 606円	240, 341, 874円
当ファンドの分配対象収益額	1, 160, 239, 198円	970, 948, 838円
当ファンドの期末残存口数	6, 680, 330, 318 □	6, 221, 616, 652 □
1万口当たり収益分配対象額	1,736.79円	1, 560. 60円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	20, 040, 990円	18, 664, 849円

(金融商品に関する注記)

追加情報

第8特定期間	第9特定期間
自 平成21年8月11日	自 平成22年2月11日
至 平成22年2月10日	至 平成22年8月10日
_	当特定期間より、「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月 10日)を適用しております。

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第9特定期間 自 平成22年2月11日 至 平成22年8月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。
2. 金融商品の内容及び 当該金融商品に係る リスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権 及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、 金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等 の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリス ク管理体制	・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に 上程します。・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状 況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内 部統制委員会に報告します。・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価 と法令等の遵守状況の審査が行われます。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

	,
項目	第9特定期間 (平成22年8月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。
	(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で 決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融 商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に 関する事項について の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権及び満期の ある有価証券の決算 日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券 (単位:円)

種類	第8特定期間 (平成22年2月10日現在)		第9特定期間 (平成22年8月10日現在)
1至次	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3, 233, 703, 903	△396, 245, 584	65, 446, 131
合計	3, 233, 703, 903	△396, 245, 584	65, 446, 131

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第8特定期間 (平成22年2月10日現在)	第9特定期間 (平成22年8月10日現在)
1口当たり純資産額	0. 4900円	0. 4665円
(1万口当たり純資産額)	(4,900円)	(4,665円)

(4)【附属明細表】

- 第1 有価証券明細表(平成22年8月10日現在)
 - (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	パインブリッジ・コモディティマザーファンド	4, 742, 473, 341	2, 869, 670, 618	
合計			4, 742, 473, 341	2, 869, 670, 618	

- (注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分		(平成22年2月10日現在)	(平成22年8月10日現在)
		金額 (円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		109, 072, 184	10, 745, 214
コール・ローン		73, 554, 052	82, 450, 950
社債券		5, 130, 974, 674	4, 722, 272, 371
未収利息		999, 627	2, 507, 872
前払費用		595, 888	525, 529
流動資産合計		5, 315, 196, 425	4, 818, 501, 936
資産合計		5, 315, 196, 425	4, 818, 501, 936
負債の部			
流動負債			
未払解約金		10, 000, 000	_
流動負債合計		10, 000, 000	_
負債合計		10, 000, 000	_
純資産の部			
元本等			
元本		8, 713, 622, 956	7, 962, 846, 908
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		$\triangle 3, 408, 426, 531$	△3, 144, 344, 972
元本等合計		5, 305, 196, 425	4, 818, 501, 936
純資産合計		5, 305, 196, 425	4, 818, 501, 936
負債純資産合計		5, 315, 196, 425	4, 818, 501, 936

⁽注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月11日から8月10日まで、および8月11日から翌年2月10日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年8月11日 至 平成22年2月10日	自 平成22年2月11日 至 平成22年8月10日
1. 有価証券の評価 基準及び評価方 法		
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		
	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託 財産の計算に関する規則」(平成12 年総理府令第133号)第60条に基づ き、取引発生時の外国通貨の都をもった。但し、一部では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個	

(貸借対照表に関する注記)

	T .	
項目	(平成22年2月10日現在)	(平成22年8月10日現在)
1. 期首元本額	9,047,568,718円	8,713,622,956円
期中追加設定元本額	783, 093, 896円	271, 531, 650円
期中一部解約元本額	1, 117, 039, 658円	1, 022, 307, 698円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ・コモディティファンド	5, 311, 602, 995円	4, 742, 473, 341円
パインブリッジ・コモディティファンド <1年決算型>	977, 115, 964円	986, 746, 440円
パインブリッジ・イレブンプラス <毎月決算型>	1,607,023,781円	1, 574, 786, 514円
パインブリッジ/FOFs用コモディティF (適格機関投資家限定)	817, 880, 216円	658, 840, 613円
合計	8,713,622,956円	7, 962, 846, 908円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定 期間末日における当該親投資信託の受益権 の総数	8, 713, 622, 956 □	7, 962, 846, 908 □
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額 が元本総額を下回ってお り、その差額は	貸借対照表上の純資産額 が元本総額を下回ってお り、その差額は
	3,408,426,531円であり ます。	3,144,344,972円であり ます。

(金融商品に関する注記)

追加情報

自 平成21年8月11日	自 平成22年2月11日
至 平成22年2月10日	至 平成22年8月10日
_	当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月 10日)を適用しております。

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年2月11日 至 平成22年8月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。
2. 金融商品の内容及び 当該金融商品に係る リスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、社債券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成22年8月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
	(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。
	(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で 決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融 商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に 関する事項について の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権及び満期の ある有価証券の決算 日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券 (単位:円)

	(平成22年2月10日現在)		(平成22年8月10日現在)
種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額
社債券	5, 130, 974, 674	△91, 065, 380	218, 466, 355
合計	5, 130, 974, 674	△91, 065, 380	218, 466, 355

⁽注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	自 平成21年8月11日 至 平成22年2月10日		
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約で あります。		
2. 取引に対する取組方針	為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的 としており、投機的な取引は行わない方針であります。		
3. 取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安 定的な利益の確保を図る目的で利用しております。		
4. 取引に係るリスク内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスク であります。		
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、法令等諸規則および信託約款に従い、運用担当者が執行し、運用管理部門においてモニタリングし、問題があると判断した場合には速やかに対応できる体制となっております。		
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。		

Ⅲ 取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(平成22年2月10日現在)	(平成22年8月10日現在)
1口当たり純資産額	0.6088円	0.6051円
(1万口当たり純資産額)	(6,088円)	(6,051円)

(3)附属明細表

- 第1 有価証券明細表 (平成22年8月10日現在)
 - (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	社債券	NOR-EXPT 0.1500% 10/28/2010	24, 000, 000. 00	25, 441, 440. 00	
		SVENSK 0.1000% 07/26/2011	27, 900, 000. 00	29, 507, 040. 00	
	計		51, 900, 000. 00	54, 948, 480. 00	
				(4, 722, 272, 371)	
小計				54, 948, 480. 00	
				(4, 722, 272, 371)	
合計				4, 722, 272, 371	
				(4, 722, 272, 371)	

- (注)1. 通貨種類毎の小計欄の() 内は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計欄の記載は邦貨額であり、() 内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 - 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	社債券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成22年9月30日現在)

Ι	資産総額	2,775,228,901 円	
П	負債総額	20,712,856 円	
Ш	純資産総額 (I – II)	2, 754, 516, 045 円	
IV	発行済数量 (口)	5, 878, 033, 482 □	
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.4686 円	
(1万口当たりの純資産額)		(4,686 円)	

(注) I の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。以下同じ。

(ご参考) パインブリッジ・コモディティマザーファンドの現況

(平成22年9月30日現在)

Ι	資産総額	4,631,711,596 円
П	負債総額	18, 750, 000 円
Ш	純資産総額 (I – II)	4,612,961,596 円
IV	発行済数量 (口)	7, 530, 133, 117 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.6126 円
(]	万口当たりの純資産額)	(6,126 円)

第5【設定及び解約の実績】

		設定口数	解約口数
第1特定期間	自 平成18年 2月23日	20, 399, 941, 244	994, 785, 247
为工行之别间	至 平成18年 8月10日		
第2特定期間	自 平成18年 8月11日	3, 243, 445, 483	2, 635, 288, 829
24.7.4.7.231111	至 平成19年 2月13日		
第3特定期間	自 平成19年 2月14日	3, 981, 649, 389	7, 618, 990, 883
2010 亿洲间	至 平成19年 8月10日		
第4特定期間	自 平成19年 8月11日	946, 081, 614	5, 426, 690, 864
为于村足别间	至 平成20年 2月12日		
第 5 特定期間	自 平成20年 2月13日	1, 874, 676, 240	6, 350, 862, 473
为 7 村足朔间	至 平成20年 8月11日		
第6特定期間	自 平成20年 8月12日	379, 679, 021	1, 471, 254, 811
20 10 10 10 20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	至 平成21年 2月10日		
第7特定期間	自 平成21年 2月11日	1, 405, 445, 599	995, 327, 205
为「竹足朔间	至 平成21年 8月10日		
第8特定期間	自 平成21年 8月11日	1, 390, 146, 690	1, 447, 534, 650
为 0 村足朔间	至 平成22年 2月10日		
第9特定期間	自 平成22年 2月11日	970, 228, 057	1, 428, 941, 723
カッヤた朔间	至 平成22年 8月10日		

- (注1) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。
- (注2) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

